

第百一回国会 通信 委員 會議 録 第十七号

昭和五十九年七月十三日(金曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤常太郎君

電気通信事業法案(内閣提出第七三三号)
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

○志賀委員長 これより会議を開きます。

日本電信電話株式会社法、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、参考人として元臨時行政調査会専門委員山岡陽一君に御出席を願っております。

この際、参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人には、御多用中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、各法案につきまして忌憚のない御意見を述べただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の進め方でございますが、初めに山岡参考人に御意見を述べいただき、その後、各委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、山岡参考人にお願いたします。

○山岡参考人 ただいま御紹介にあずかりました山岡でございます。第四部会で、三公社、現業・特殊法人を担当した立場から、今回の法案についての考え方を簡単に申し上げておきたいと思っております。

最初に、臨調でこの電電の問題を取り上げたときに、どういう考え方でこの問題を我々は議論したかというのを簡単に申し上げた方がよろしいかと思っております。

消それから全国の自動化ということをしなすげて、立派に公社としての仕事をなし遂げた。ところが、その後状況を見ますと、経済の停滞もあり、新しい電信並びにコンピュータに関連します高度の通信技術に対する対応について、果たして今の体質でいいのかというのが私も臨調の疑問でございました。

問題点は幾つかございますが、一、二だけ申し上げますと、現状の、つまり当時与えられておりました任務の範囲でやりますと、固定費の増加が収入の増加というものに追いついてしましまして収支が悪くなる、いずれは電話料金の値上げをしなざるを得ない、こういう構造になっているというところが一つございます。その根幹には、一つは人員構成が、拡張期には、確かに保守それから運用、交換手の方々、こういう方々が大きな仕事をなすたわけですが、これも、構造が変わりまして、その方々の仕事をどうやってアプライするかということが一つの大きな問題として出てきたわけだと思っております。

よく言われますけれども、臨調は初めから国鉄についても、あるいは本日議題になつております電電につきましても、分割・民営というのを頭から決めかねて審議をしたのではないかとこの御質問を今でも受けるのでございますが、そういうことは全くございませんで、今申し上げましたように、今までの経過並びに現在当面しております電電公社の現状というものを考えた結果出た結論でございます。

その具体的な考え方を申し上げますと、一つは、公社という制度そのものが非常に問題であるということでございます。

まず、予算というものがすべて国会で決められる。その予算が、民間の我々の経営でございまして、設備投資が必要ときには借金をしても

やる、逆に、必要のないときには投資をしない、これは当然のことでございますが、国の財政事情によりまして、そういうまさに基本的な設備投資について制約をされる、これは事業として適当でない。これが第一点でございます。

第二点は、執行の細かい点は省略いたしますが、給与のいわゆる総額規制の問題でございます。

先ほどの人員の問題にも関連するわけでございますが、民間であれば、給与というものはその会社の経営状況によって影響されるのが当然である、ましてや賞与については、業績のいいときには他社よりも余分にもらう、悪いときはみんな我慢する、また働かずに居て給与は変わるというのが当然でございますが、それもできない。そういう中で合理化をする、あるいは新規の時代に対応した投資をやっていくということは基本的に無理なんだということに我々は気がついたわけでございます。

さらには、個別の投資以外に、資材調達等につきましてもいろいろの関与が出るを得ない。こういうことでは国民にこれからの新しい時代の電気通信によるサービスを廉価にしかも良質のものを供給することはできないということと結びつけてまして、結論として、御承知のように、我々としては五年以内に、まず特殊会社にして、公社という形態から切り離してもっと経営の自由度を持たせるといことが第一点。それから第二点は、現在独占でございますから、独占というものはすべて問題の所在をばかしてしまふ。別の言い方をしますと、確かに、国鉄は赤字なのに、もうかっている電電をなぜ民営化しなくちゃいけないのか、こういう御質問をよく受けたわけでございまして、その電電のもうかっている中には、確かに従業員の皆さんの努力ももちろんございまして

本日の会議に付した案件

日本電信電話株式会社法案(内閣提出第七二二号)

う、労使関係からくる御努力もございましょう、それから、新しい技術を次々に取り入れていかれた御努力もありましようけれども、独占から来る利益であるのかあるいは妥当な合理化をした結果の利益であるのか、これはわからない。そこにいる問題が出ておるだろうということでございます。特に独占が問題だといふのは、さつき申し上げましたように、まさに日進月歩で進んでいる電気通信事業、技術、これに対応するためには、やはり競争原理をそこに入れてよりよいものを常に国民が選べるような形で持つていくということこそ一番必要なのだというのが我々の考えでございます。事実我々が審議している最中に、御案内のようにイギリスでは我々より一足先に電電公社を民営化して、さらには競争会社までつくっておるような状況でございまして、特に長い民間産業界におりまして、競争しておるところは、必ずその産業界は伸びておる。具体例は申し上げませんが、保護されている業界というのは、その当時はよろしいのでございまして、必ず国際競争力をなくしては没落しておるという例が、第二次産業だけに限らず、農業の個別の分野を見ましても、そういう現状があると思っております。

それで、この法案についての私の所感でございますが、いろいろ個々の問題につきましては、我々が触れた分割の問題については触れられておりませんとか、細かい点はございましてけれども、先ほど申しましたように、現在の電気通信事業の技術の進歩、これに対応するためには、現在の体制を改めて一刻も早く民間的な発想で経営ができ、そこに競争原理が導入できまないと、日本はハードの部分ではせっかくアメリカと全く対等に、ある部門ではむしろ競争力が上回っていると言われながら、ソフトの部分についてはおくれである、こういう指摘がございまして、こういう点についてますますおくれしてしまう。やはり実際にやってみなければそういう技術は蓄積できないわけでございます。細部についてはいろいろ問題も

あるかと思いますが、とにかく早くこの法案をお通しいただきまして、日本人のすぐれた知恵をもつてこの電気通信分野について、ほかの産業で諸外国がうらやむぐらいに技術なり生産力が上がつておるわけでありまして、電気通信分野についてもそういうようなおくれをとらないためには、ぜひこの法案の成立を願うわけでございします。

簡単ですが、私の所感を申し上げます。

○志賀委員長 以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○志賀委員長 それでは、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武部文君。

○武部委員 大変お忙しいところをありがとうございます。短い時間でございまして断片的な質問になりますが、お許しをいただきたいと思います。

今、臨調が論議をされた問題点についてお伺いをいたしました。固定費の増加と収入の比率の問題あるいは人員構成の問題、こういうような状況が続くならば将来これは料金の値上げにつながる危険がある、したがって民営にし、分割にし、そしてそこに競争原理を導入していかなければならぬ、こういう発想で臨調が答申をまとめられた、こういうことでしょうか。

私は、なぜこんなに臨調が民営化を急がれるのか、しかも競争と民営化が同時に行われたという例は世界にないのじゃないかということに当委員会でお話をいたしました。先ほどイギリスの例をお述べになっておられますが、イギリスは、おっしゃったとおりでございまして、競争から入って民営化にするまでに四年かかっている。こういう経過をたどって今日を迎えておるわけですが、日本のこの現状でなぜこのように民営と競争を同時に急いでやらなければならぬのか、大変疑問に思うのであります。

また、先ほど収入の状況等いろいろなことをおっしゃったわけですが、確かに五十三年以降新しい情報化社会に備えていかなきゃならぬという情勢が生まれた、経済も変わってきた、これはそのとおりでございします。しかし、現実に電電公社は、今、三十二年の経営形態の中で今まで悪かった公社の欠陥を正すために、総裁がかわってからもいろいろの方針をとられて、現実には国庫に対して四千八百億あるいはさらに二千億、さらには料金の値下げを何回も相次いで行っておられる。そういうふうにして経営形態にメスを入れながら、今まさに公社は内部に充実されてきつつある。

先ほど人員のことをおっしゃいましたけれども、確かに全国自動化によって全国特定局からたさんの余った交換員が電話局に集中された。したがって、人員構成で非常に大きくバランスが崩れてしまったということは御指摘のとおりです。しかし、それはそれなりにまた労使の間でいろいろと精力的な話し合いが行われて、職種の転換訓練、いろいろな方法でそういう努力がされておると私も見えておるのであります。そういう努力はされて公社の欠陥が逐次改善されつつある。こういうときには今申し上げたように臨調が急いで二つのものを同時に強引にやってきたのかということについて、私は大変疑問に思っておりますのであります。最初にこの点をもう一遍お聞かせいただきたいと思ひます。

○山岡参考人 先生の御質問は、一つは、一番ポイントが、競争と民営と同時にやらなきゃならぬ理由はどこにあるのかというお話でございまして、その前に、真藤総裁が来てから経営の内容にもメスを入れて、合理化をなすつて、大幅な納付金を納入できるように内容を充実した、その点はまさに私も認めるにやぶさかじゃございませんで、まさに民間的な発想で経営すれば公社でもまだまだやれることがあるということを私は決して否定はいたしません。ただ、問題はそこに壁があるということでございます。

先ほどの人員の問題一つをとりましても、現在の公社法の規定する範囲では、例えば、新しい仕事をやってそういう方々の新しい職場をつくりたいといつても、それはできない。その投資ができない。この問題だけ取り上げても、公社制度そのものではもう限界が来ておるといふことが第一点でございます。

それから第二点は、先ほど申しましたように、新しい技術を、ただINSだけじゃなくて関連のことも含めまして、広い意味の技術を導入して日本の電気通信事業というものを発展させるためには、今の公社制度はこれが障害になっておるといふことでございます。公社制度が障害になっておるといふことは、さつき申し上げましたように、独占ではだめだということでございます。独占ではだめだということとは、つまり競争ということでございます。片方で官があつて片方で民で競争するということとは、これはまさにあり得ないことであるかと思ひます。その辺は議論になると思ひますので簡単にいたしますが、官と民が同じ条件で競争するなんてことはあり得ないと思ひます。

それから、人員構成の問題も、先ほど申し上げたとおりでございまして、御努力は認めますけれども、保守の関係だけでも十六万人もおられる。この方々を再教育して新しい職場をつくるということは大変なことだと存じます。

○武部委員 ここで議論するわけじゃございせんから結構だと思ひますが、私は現在の公衆電気通信法を逐次改正あるいは修正あるいは行政指導、そういうことの中で、欠陥は長い期間の中にいろいろと出てきておるわけですから、それを片一方では改めていく、片一方では逐次競争を導入していく、こういう中で、一体電気通信事業はいかにあるべきかということを開いてやるべきではなかつたか、このことが余りにも拙速に來たということの後援に何かあるのではないかと、いうことを指摘をしたわけです。きょうあなたにそういうことを言つてもしょうがございせんから

申し上げません。

そこで、もう一つ伺いたしますが、臨調のあなたの方の基本は民営であり分割でありましたね。ところが、確かに民営という法案は出てきましたが、分割についてはいろいろな議論がなされたが、昨日、大臣の答弁を私、ここへ書きましたが、分割は現状にそぐわない、現在の通信は一元化体制が望ましいし、分割は全く考えていないという答弁を法案提出の郵政大臣がここで答弁をされました。まさしく臨調の民営・分割の基本はここで崩れてしまつておる。それは臨調の答申が間違つておるということを現実に法案作成の官庁が認めた、これについていかがお考えでしょうか。

○山同参考人 初めて伺つたことでございますが、分割という意味なんですけれども、今回の法案では確かに分割問題については何も触れておりません。問題は、国鉄の問題と対比して考えると、一番よく御理解いただけるのは私に思うのですが、現在三十二万人、しかも全国一律、一律と申しますが、一本の経営になつておる。私民間におりまして、多少ながら経営に参加してござりまして、三十万人、しかも全国いろんな条件の違う職場において働いておる人を一本の労使関係で協議し仕事をしていくということは現実には非常に無理があるんじゃないかというふうな気持ちは今でも変わっておりません。その結果、臨調のときもいろいろ調べましたが、国鉄だけでなく電電においても現場協議制というふうな制度が残つておる。国鉄と同じように電電においても、第一線管理者が組合の方と上部の方との板挟みになつて非常に苦労しているという現実を私も見聞きしてござるわけでございます。

根本は何かという、余りにも巨大過ぎるというところが一つの理由でござります。これは労使関係の問題ですが、もう一つは、経営そのものといったしましても、これから電電は今までのように電話だけのサービスでなくて、あらゆるもののサービスをやつていかぬといかぬ。これに対して地域

固有の問題がいろいろ、ちやうど国鉄の方はマイナスの方ですが、電電は前向きな問題として、地域固有の課題がいろいろ出てくる、それに對して対応する場合に、一々本社に持つてこなければ決裁できないという格好でいんだらうかというむしろ危惧の感を抱いております。

一例だけ申し上げますと、例えば地方の商店街あたりがCATVを入れてその町の一つの情報網をつくりたい、こういうとき一体どうするか。それに対応するために電電としてのサービスをするのか、投資をどうするか、こういう問題。地域の固有の問題が次から次へ出てくる。例えばテクノポリスの問題もそうでございます。そういうことを特に私個人としては将来の問題として、単なる分権、支社とかというものを越えて、その地域に本當の責任者を置かなければだめな時代がいつか来ると確信しております。

ただ、今回の法案において、五年後に見直すというところでございます。この間に、さつき申し上げましたテクノポリスの問題とか、あるいは技術の問題とか、いろいろ地域の固有の問題が出てくると思ひます。それが一社の電電、第二電電もできるかもしれないが、とてもそんな力はまだないかと私は思ひますが、それが十分カバーできるのかどうか、その辺は今後この委員会の先生方もぜひ見守つていただいて、そのときにどうしたらいいのか、相変わらず本社機構でそういうことをやる格好でいいのかどうか、私はむしろそういう心配でございます。

臨調で私はそういうことを主張したのですが、ペーパーには書いていただけなくてただ効率の面で分割と言つたのですが、まさによく言われる地方の時代に対応したそういうセンターがあつて、そこがみずから決心できる、民間で言えば社長がいる、そのかわりリスクを負うという時代が必ず来ると私は思ひます。これは私の私見でございます。

○武部委員 これは論議してもいけませんので、御意見だけお聞きいたしました。

私は山同先生の本をたくさん読ましていただきました。山同先生の本はほとんど加藤寛先生と共著でございます。これをずっと読んでみまして、その中にちよつと気にかかることがござりますから、お伺ひいたします。

競争の導入、いわゆるそれによつてクリームスキミング、これが当委員会でも問題になりました。もうけ取りということになるんじゃないかというところに対して、山同先生はいち早くここに触れておられますが、これを讀みますと、もうけ取りということではなくて、言葉から言いますと、「競争の刺激」だとかあるいは「後門の虎」だとか、そういう例えをお出しになつておるようでありまして、私、これがちよつとよく理解できませんので、お伺ひいたします。

○山同参考人 「後門の虎」というところまでは私もちよつと記憶がないんでござりますけれども、クリームスキミングの考え方について少し申し上げたいと思ひます。

これはいわば、今、問題になつておる第二電電とこれからの新電電の関係だと思ひます。競争をさせるという意味は、私が最初に申し上げましたように、独占に対してどうやって新しいニューカマーを入れてそれを育てるかというのがこれから政府の大事なお仕事だと思ひます。そのために、極論を言いますと、クリームスキミングが一部あつてもいいんじゃないか。これは暴論のように聞こえますが、実は三月に私、アメリカに行きまして多少通信関係の仕事を見てまいつたわけでございます。

先生方御案内の、アメリカのMCI、いわば日本第二電電と言つてよろしいのかと思ひますが、これの長距離電話はATTよりも四五%安いというところをワシントンの空港あたりで電話機にちやんと張つてある。それをアメリカのFCC、政府と言つてもよろしいのでしようか、それがむしろ認めておる。ATTが電話料金の改定をしやうとするときには公聴会を開いて九十日以上かなければ許可しない。これはMCIに直接聞いた

わけでございます。いわば第二電電の場合には二十四時間以内に結論を出さなければいけないというところになつておるんだという答えを聞きまして、私は非常に目を開かせられた思いがいたしました。つまり、アメリカにおける自由競争とかイコールフットイングという意味は、強いものはしばらく足を縛つても、新しいものを育てるんだ、ここに基本的な違いがあるかということに非常に感じました。

そういう考えが、今後の皆様方の御審議において、第二電電が本當に育つあるいは第三電電でもよろしい、あるいは地域において、VANについてもそうでございますが、電電は今まで独占で来たんだからしばらく待て、そしてニューカマーを育てろということまで、そういうお考えでやらないければ、いつになつたつてこれだけの歴史と陣容と技術を擁する電電に民間は歯が立ちつけないと思ふのです。料金を上上げるんでなくて、新しい人も下げて、それで競争させてシェアを伸ばさせるといふことをおやりになるかどうか、その辺が基本的な問題だと思ひます。

○武部委員 今お聞きいたしますと、三月にアメリカにおいてになつたそうでございますが、アメリカのATTが七つの会社に分割してどういう状況になつたかということをごらんになつてお帰りになつたと思ふのです。

ここに三月二十三日のアメリカのタイムの翻訳文がござります。ちやうど先生がおいでになつたときの状況だと思ひますが、この翻訳はちよつと長いのでから別に読み上げませんが、まず見出しは「化け物を野に放つたATTとT分割」今までのところ問題ばかり発生——中身を見ますと、ダイヤルがやれ二十五回すだとか、値上がりかこうだとか、大変なことが各州で起きておるといふことがここに載つております。山同先生が主張された分割、これを現実にやつたアメリカは、こういう事態がこの三月に起きています。具体的には申し上げませんが、各州の状況が全部ここに、タイムに載つておるのであります。こういう点が、もう

我々の一足先にアメリカで起きておる。この現実
はどのようにお考えでしょうか。

○山岡参考人 その辺についても私も現地で伺っ
ておりますし、聞いております。しかし、我々の
民間の立場で言うと、それはいわば技術的な問題
でございまして、十分対応できる問題で、例えば
ダイヤルの問題にしても、まさにテクノロジーの
問題でございまして、多少のフリクションがあつ
ても、必ず越えられる問題である。

それともう一つ、私も民間でおりまして、何か
問題があればそれにチャレンジして、何とか競争
してそれを解決しようというエネルギーは、私は
アメリカ人よりもむしろ日本人の方が強いんじや
ないか、そういう自信を持っておりますので、決
してアメリカのようなことにならずに、分割の問
題は別として、例えば第二電電ができた場合にも
十分対応できるだけの民度もあり、技術もあり、
国民の良識もあると信じております。以上でござ
います。

○武部委員 それじゃ時間の関係で、最後に一つ
だけ伺いたいと思います。

ここにスト権のことが書いてございます。この
スト権の先生の御意見を聞きますと、「民営化す
れば、労働関係は労働三法により、争議権は当然
与えられる。」といったふうに抑圧するのは愚かな政
策である。したがって「労働関係調整法による一
定のルール（争議の予告期間と緊急調整期間中の
スト禁止）には従うことになる。電力および石炭
の如く、スト規制法の対象にすべきか否かは問題
がある。」この先生の御意見は労働三法によって
争議権を与え、いたずらに抑圧するということに
ついては愚かな政策だ、こういうふうにお述べに
なつて、労働三法をそのまま付与すべきだと、こ
ういう御意見でございしますが、今でもその考え
でございましょうか。

○山岡参考人 スト権の問題につきましては、全
体のトーンでお読みになればおわかりだと思ふん
ですが、これはただいまの御質問には直接関連ご
ざいませんが、僻地に対して、民営になった場合

に電話サービスをするのか、こういう問題と
裏腹の議論をいたしました。今でもそう思つてお
るんですが、要するに電気通信事業というのは一
つの公共的な縛りがある、電力会社と同じような
縛りがある、これは当然のことであるというのが
我々の発想でございまして、ただし、今までのよ
うな公社のようなスト権がないというような格
好、これがおかしいんであつて、公共性を担う以
上はある程度の制約があるのは、これはやむを得
ない。今回の法案を拝見いたしますと、電力より
もはるかに、もちろんスト権はあるわけござい
まして、電力よりもはるかに短い十五日間とい
うような緩やかな規制は、経過措置としては私はや
むを得ないんではないかと思ひます。

と申しますのは、蛇足かもしれませんが、これ
から民営化をしていくについても、労使関係で今
までの慣行と違う問題がいろいろ出てまいりま
す。その間で労使お互いに非常に苦労をなさらな
ければならない時期にいよいよ来ていると私は思
ひます。そのときに、不幸にして意見が合わない
場合に、ストということが起こり得ないとは言え
ない。そのときに、最低限のこのくらいの規制を
置いておくのは、必ずしも良識に私は反しないとい
う理解をしております。

○武部委員 私はそのように実はこの本を読んで
いなかったものであります。あなたは前段に、「労
使双方に対する当事者能力の付与は、親方日の丸
ではなく、自分の会社での争議ということになる
から、おのずから理性による限界が働く。それが
労使の信頼関係を築く。」これを前段でお述べに
なつておる。したがって、スト権については何ら
制約すべきではないというふうにご本は読める
のでありまして、ああ立派なことをおっしゃつて
おるなと思つて、私はこの点について、ほかのこ
とはいけませんでしたけれども、これは賛成をし
ておつたんですが、今の点はちょっと、今、法律が
出たからそれに従つたようなことをおっしゃつて
おる。この本は、あなたの御意見はまさに労使の
相互の信頼関係によって、自分の会社なんだから

理性が動くんだ、したがって労働三法がそのまま
適用されるというふうにご本をお書きになつて、
ああ立派なものだなと思つて読んで、今、御質問
したわけでございます。答弁は結構でございま
す。

もう時間が来ました。終わります。

○志賀委員長 次に、鈴木強君。

○鈴木(強)委員 きょうは、山岡先生お忙しい中
をありがたうございました。

臨調第四部会で大変御苦労いただいたのでござ
います。最初に、第四部会がこの仕事を始めた
のはいつで、第三次の答申を出したのはたしか五
十七年七月三十日だと思いますが、いつからこれ
を始めたのでございますか。

○山岡参考人 お答えします。

実質に始めましたのは、法的には五十六年の四
月でございますが、五十六年の五月から審議をス
タートいたしました。

○鈴木(強)委員 私の承知している限りにおきま
しては、五十六年三月十六日にスタートをしたと
思ひます。それにしても、五十七年七月三十日ま
ではわずから八カ月弱の日限しかないわけです
ね。まさに明治二年に始まりました我が国の電気
通信事業というものが百十四年の歴史を持つてい
る。これを変革するために、よくぞ八カ月弱の年
数で答申ができたのだと私はびっくりしている
んです。

私も電気通信事業に二十五年間、国会へ来まし
て約二十五年間この事業に携わってきました。
今、私は先生と武部委員の御質疑を聞いておりま
して、八カ月間という非常に短い時間におつくり
になりました御苦労は感謝いたしますが、聞いて
おりまして、私の心の中にびしつとはまったのは
ないんです。これは拙速も拙速、少なくとも二年、
三年の年月を要して慎重に配慮すべきです。イギ
リスもBTTが近く発足するでしょう。マーキユリ
ーが御承知のように混乱をきわめておりますよ。
私も、この五月にアメリカに行つてきました。
MCIも見えてきました。ATTも見えてきました。

分割した後、あなたはニューヨークでMCIが大
変料金が高いというビラを見たと言いますが、こ
れは広告ですからね。じゃ、ATTの分割したB
OCがどうなつていきますか。軒並み料金を上げら
れたんです。ですから、今度分割を政府がしな
かつたことを私は高く評価している。もし日本で分
割したら、さんざんな目に遭う。アメリカは、小
さいものはいいことだとか、それから何でも自由
化することはいいことだという国ですよ。あのア
メリカが民間企業として自由競争原理を入れて、
競争をやつてきていますね。イギリスやヨーロッ
パへ行つてごらんさない。イギリスが最近そうい
う動きをしましたけれども、ほとんどの国が国営
じゃないですか。国営でなければ、独占でなけれ
ばならぬ性格もあるんです。

アメリカだつて千五百四十の電話局がある。会
社がある。そしてATTが八五％か九〇％のシェ
アを持つていたために、独禁法上の裁判になつて
て、同意審決で分割ということになつたんです
ね。結果は、マイナスなんです。私はテキサス
へ行つてきました。知事も泣いていましたよ。こ
んなことならば最初から反対すればよかった。分
割すればいいということでは賛成した。ちやうど
地方公益委員会が二五％の値上げをした日に私は
行つたんです。FCCと別に州の場合はできるん
ですよ。いい面だけ、しかも宣伝的な面だけ言わ
れても、それはだめなんです。実際に現場へ行
つてごらんさない。加入者だつて、ダイヤルは二
十四回さなければならぬ。ATTに入つては加入
者がMCIを使うときは、これは倍返しなけ
ればならぬんです。そうでしょう。それから料金
だつて、幾つもの幾つものになりますから、あつちか
らもこつちからも請求が来る。修理するときで
も、今まではATTに言えばすぐ直してくれた。
薬屋さんや米屋さんが売っているんですよ。さあ
故障になった、どこかの部分が自由に引ける家庭の
責任なのかはつきりしない。だから、どこで故障
が起きたかわからぬわけ。調べてみなければ
わからぬ。呼んできても来てくれない。米の配達

に行っている。あしたにしてください。よくないことは何もないのですよ。テキサスの知事が頭から湯気を出して怒っていましたよ。ですから、そういうふうに通信というのは、自由競争といつて何かそれによつてよくなるような幻想を持つておられるようですね。でも、実際、アメリカがあれだけ長い期間民営でやってきて、八五%から九〇%というものはAT&Tの独占的傾向で来ているわけですね。MCIが資産が二十億、それで市外の収入が十億、市内はないのですから、それだけでいい。そうしますと、六百五十億のAT&Tの収入というのに対して、わずか十億ドルです。これしか伸びないのですよ。競争して見たら絶対に伸びないのですよ。我が国だつて新規参入したけれども、じゃあ第二電電とか何か言われておりますけれども、それは一生懸命でこ入れして、郵政省からは人が行く、通産省からも人が行く、天下りみたいなのが行つて、そして何とかしてこ入れをしてやらなければ、新規参入者ができないような状態じゃないですか。

そういう現実を私たちよく見るときに、もう少し大局的な見地に立つて、イギリスの始まりましたマッキンリー等の行方ももう少し検討していただいて、その上で結論を出していただきたかつたというように思うわけですね。

ですから、公共性というものが一体どういうふうな理解されておつたのか、活性化とか効率化ということはわかりますよ、これは。だけれども、公共性というものはどうつかまえていけるのですか。公共性が強いとやや独占的になり、日本では百十四年国有で来たのです。高度情報化社会に向かつて、VANというのはいくらも自由化すればよろしい、ネットワークもINSというのがあります。衛星通信ができます。光ファイバーができます。ですから回線はいくらあるのですよ。公社からその回線を借りてどんどんと民営をやればよい、これは私は賛成です。そして、基本的な公衆電気通信業務に係るところは、やはり、仮に新電電になるならば、それは新電電がやれば

いいのですよ。何も無理して新規参入を入れることが国民のためになるというのには、それはあなただ、専門家の前じゃ通じないのですよ。法案はここに出ておりますけれども、そういうわけで公共性というものをどう理解されたのか、そして準備は不足でなかつたでしょうか。ちよつと所見を聞かせてください。

○山岡参考人 私は算術が弱いので、五十六年三月十五日に発令になつて、実体審議は五月と申し上げますが、五十七年の七月に答申して何で八カ月ということになるのか、ちよつとよくわからないのでございますが、時間をかけなかつたという御指摘は私はそんなことはございませんとはつきり申し上げます。確かに表面で会議をされた時間は週に何回ということでございますが、実質的には正式の会議のほかに、私個人のレコードを見ましてもどのぐらいの問題に時間をとられたか、しかも、その審議過程において我々が審議するだけでなくて事務局の協力も得、さらには各省庁の資料ももらひ、そして議論をしたわけでございます。さらにその結果は今国会でこれだけ議論をされていられるわけでございます。時間が足りなかつた、いいかげんだつたという御指摘についてはいささか異論を申し上げたいと思つております。

次の御指摘の、アメリカにおける混乱があるんじゃないかということについては、先ほど武部先生のおときにもお答えいたしました。日本の場合には、少し一般論で恐縮でございますが、もう今や先進国から学ぶものはなくなつてしまつた、これから先人未だの分野に入らなくちゃいけないのだ、だから非常に日本の産業は大変なんだ、こういうことをよく申しますが、私は決してそうは思つていないのです。その一番いい例はこの電気通信関係の仕事でございます。幸いにして、アメリカという先蹤者、つまりパイオニアがおります。これを見ながらできるという非常に恵まれた立場にあると私は思ふのです。先ほど御指摘のアメリカの混乱、これを踏まない方法というのは十分そこから教訓を学び得るのだということで、私は決して心配をしておりません。

なお、細かい点でございますが、MCIは伸びないとおっしゃつていますが、私の知つての範囲では毎年倍増計画ぐらいで伸びております。絶対額が小さいのはこれは当然でございます。絶対額に対してアメリカ政府がどういふ態度をとつていかうかということも今後ひとつぜひ御参考にしていただきたいと思います。

それから、公共性という言葉はあいまいなものはないわけでございます。何も国がやつていふことばかりが公共性ではないわけでございます。例えば、洗剤をつくつておる人だつて、オイルショックのときのことをお考え願ひたいと思ふのです。ああいうような混乱を防ぐためには、では洗剤も国でつくつたら、国営でやつたらいいじゃないか、こういう議論にまでなり得るわけでございます。公共性とは一体何のことなのか。低廉なものを安定して、国民の必要なものを供給する。それに対してどういふ方法でやつたらいいのか、国がやつたらいいのか、民間がやつたらいいのか、特殊会社をやつたらいいのか、それは方法論の問題であつて、成果に対して評価すべきであつて、私は、国がやるから公共性である、民間がやつたらそれは私益追求であるという考えは基本的に間違ひだと思ひます。

○鈴木(強)委員 私の質問を交えて申しましたからちよつと聞き取れなかつたかもしれませんが、私は独占でなければ公共性が保持できないというふうなことを言つたわけじゃないのです。要するに、答申の中を見ますと、公共性というところについて極めていいのですよ、活性化とか効率化ということはいくらも書いてあるのですけれども、ですから、そういう意味において公共性についてどうお考えですかというふうな聞いたのですよ。

それからもう一つは、期間の問題について、それは見解の相違ですから、あなたはもちろん、出した以上は、時間がないために不完全なものを出しました。なんということば義理にも言えない。我々から見るとそう感ずるということを私は言つたのです。これは意見の対立なんです。

しかし、一つ事実は、分割をしないと言つたのでしよう、新規参入、分離、分割、民営化。その分割というものは、少なくとも今度の法律では政府はとらなかつたわけですね。これは武部委員が言つたように、これからはやらぬと言つてゐる。そんなものを狭い日本に、電力並みに幾つかに分割しようというふうなことを考えたのでしようけれども、そのこと自体が採用されていふことは事実でしよう。アメリカあたりの分割は一月から検討して、この答申が出た後ですからそれはちよつと無理かもしれませぬけれども、そういうふうな意味で私は分割をしなかつたことはよかつたなと評価してゐるわけですね。そういう意味で、皆さんが出したのはいくつ一つのサンプルでしよう、一つの手本ですから、それに基づいていろいろ意見を聞いて政府は政府として法案を出してきていられるわけですから、そういう意味からいつても現実に皆さんが出したものは採用されなかつたのじゃないですか。そこからはやっぱちよつとおかしいと思ひないのですか。そういうことをちよつと申つてほしいというのですよ。

○山岡参考人 公共性について全く触れていないというところは、臨調答申全体を読んでいただければ誤解だと思ひます。

その点は別にいたしまして、分割について今回取り上げなかつたということについて感想を述べろと言へば、私は残念だつたと言ひしかございせん。ただ、先ほど武部先生のときにお答えしましたように、そういう目でも一回見直す時期が必ず来るというふうには私は確信しております。それはまさに、繰り返すしにありますが、本當の意味の地方の時代に対応しなければならぬ時代、しかもそのパイオニアとしての電気通信事業、それをどうするかという課題が必ず来ると私は確信をしております。農業の技術改良とかそういう

問題も含めまして、まさに国の神経であります、その神経と地域の特長性というものをどうやって調和させるかという問題は必ず来るということをおし上げて、お答えにかえたいと思います。

○鈴木(強)委員 答申を出された立場の方はそうおっしゃるでしょうが、それは現実採用されなかったという事は、あなたの方の考えたことは実情に合致、それでは日本の電気通信事業がうまくいかぬということに却下されたのです。取り入れられなかった、これは現実でしょう。幾らあなたが確信を持って今後どうだと言っておつたって、世の中は変わっていくのですから、それは一寸先はわかりませんけれども、私は逆に、そんなことをしたら日本の電気通信事業は破滅だ、そういうふうに確信しているのです。あなたが確信しても、私はそう確信している。

それで、今度の法案を見ますと、先ほど、分割されないことは残念だが大体よろしいというお話でございましたね。ところで、三法案を、私も今ずっと審議をしているわけですから、臨調が考へておつたように、できるだけ企業に自主性を与えて機動的な運営をさせる、活性化をする、効率的にやってみよう、公共性も十分考へてやりなさい、こういうことだと思ひます。ところが、実際に出ています法律案を見ますと、あらゆるところで縛っているのです。二、三行いくと、大臣の認可をもらわなければならない、政令でやらなければならない、あるいは省令でやらなければならない、あるいは省令が多過ぎるのですね、八十幾つかになっております。ですから、これは臨調が考へている、できるだけ自主性を持たせて、自由に調達に運営させていくという方針から見ると、余りにも規制が強過ぎるというふうに私は思ふのです。そういう点はいかがなものでしょうか。

○山同参考人 私、基本的にはおつしやるとおりました。ただ、臨調当時考へましたことと現在の法案の基本的な違ひます点は、まず、政府の株の支配が圧倒的に強い。本来ならば、完全

な民間会社であれば、株式会社でございませうから、株式会社になれば、会社の経営者というのは株主に對して責任を負う、こういう格好になっているわけではございません。ところが、今回の法案では必ずしもそうならない。これが第一点だと思ひます。

第二点は、先ほど申し上げましたように、逆の立場で、ニューカマーを育てるためには、まさに競争の原理を働かせるためには、今の電電のままで、たとえ株式会社の会社になつてもすぐにコントロールできない。コントロールという言葉が適当でなければ、競争相手を育てるという点で、国が認可を通じてそこに介入せざるを得ないという現実はあるかと思ふのですが、これについて、先ほど申し上げましたように、ニューカマーの成長の度合い、それに應じて当然これは見直ししていくべき筋のものだと私も思つております。そのために見直し規定というものが置かれたのではないかと。とにかくやってみないとわからないことがたくさんあるわけではございません。最初に申し上げましたような新しい電気通信技術、これに関するいろいろな問題は、やってみないとわからないことがたくさんあるわけではございません。その辺について、ある程度の規制をしながらいく、しかし、それを国会でもよくウツチしていただく、改めるべきところは逐次改めていくということを一条件にしていたかぬと、逆に、今のままで永久にいつたのでは、何のために民営化したのかわからないという御指摘の点は、私も危惧する点でございませう。

○鈴木(強)委員 時間がありませんので、これが最後になると思ひますが、先生が答申されました、その後、法案が国会に提出され、今、国民が非常に心配をされているのは、やはり現状の電電公社のサービスよりも、新しい制度になつた場合に本当によくなるのかどうか、これが一番心配でございませう。その第一は、やはり料金だと思ひます。それから、その次は、保守その他について、アメリカの例のようなことにならないように

するにはどうしたらいいのとか、そういったようなことがいろいろ心配があると思ふのです。新しい第二電電なりその他の新規参入があつて、それぞれ東京・大阪間なり、名古屋間の新規参入をしていくと思ひますけれども、それも、先ほど申し上げましたように、希望者がたくさん名を上げておられますけれども、やはりこれ入れをしなければどうもうまいかないようなこと、それは、電電公社というものが百十四年の歴史を持つて、まあ公社になつて三十二年で、これだけの膨大な電気通信事業を独占的にやつてきたわけですから、あらゆる面においてすぐれているだろうということからして、それに太刀打ちするのにはどうしていいか、そういう判断を今それぞれやっていると申すのです。そのためのサービスはどうなるのか、料金はどうか、そういうことを今、検討しておられると思ふのですけれども、果たして、こういう民営化をしたら、国民にあら、よかったというように喜んでもらえるようなことが、私たちは考へてみて、新規参入の事業者は、今の電電公社の加入者に接続をすればアクセスチャージを取られる。そうかといつて、加入者をふやそうとしても、電電はもう四千三百万の加入者があるわけですから、うちに行つてもう一つ新しい会社の電話を引いてくださ

いと言つても、ああ、うちでは結構です、こうなるでしょう。加入者はふえていかぬ。結局、今度は電電を使えばアクセスチャージを取られていくということですね。料金が大変問題になつてくるだろう、こういうふうに思ふわけですね。ですから、そういう点についての見通しまで、臨調としてはお考へになつて、恐らく新規参入業者を入れて民営化にするということをお決めたとなつたと思ふのですが、その点についてはいかがでございませうか。

○山同参考人 先ほど申し上げたことでございませうが、電電の、私たち特に民間の立場から見ると、今の利益自体が実は、独占からくるものと、競争すれば下がるというこの裏腹

でございませう。競争するためにはもっと合理化をしなければならぬ、それから設備投資についても、場合によつては、この間も電電が電話がとまりましたけれども、何ったところでは、あれは四十四年の機械だそうですが、四十四年と言へば、民間では償却済みの機械でございませう。そういうものについては、積極的に設備投資をするということも必要なんです。もし、あれが競争して、あんなことが頻発すれば、じゃあ民間の電話を使う、こういうことになると思ふのです。そのようにやはり競争させるといふことは大事なことでありまして、それによつて電電のコストも下がり、それがまた競争相手に対する刺激になつていくわけではございませう、民営にしたら料金が上がるという事は、全く心配する必要はない。

例えば、コンピュータにしても、身近な電卓にしても、効率を入れたら、十五年間で大体百二十分の一ですか、それから百五十分の一ぐらい値下がりをしていく。ハードはそのぐらい下がっているわけですから、これに伴うソフトの合理化をしていけば、単なる電話だけでなく、電気通信全体のコストはまだまだ下がり得る、そして、国民がもっとこれを活用できるように私は確信をしております。

○鈴木(強)委員 もう時間が来ましたので、まだまだたくさんお伺いしたいのでございませうが、残念でございませう。お互いどうしたら日本の電話がよくなるかという観点に立つておるわけではございまして、私たちもそういう意味で今、一生懸命やつておりますが、せつかくおいでいただいた先生に非礼にわたるような言質もあつたかと思ひますけれども、ひとつそういう気持ちであります。どうもありがとうございました。

○志賀委員長 次に、鳥居一雄君。

○鳥居委員 きょうは御苦労さまでございませう。引き続き、お伺いをしてまいりたいと思ひます。ただいまのお話にもございませうけれども、アメリカにおける電気通信事情、これは競争原理が

導入されましたし、分割が一月一日から行われまし
たし、こうした状況というのは、我が国の将来
を見る上で非常に重要な、さまざまな出来事が実
は起こっているのだらうと思うのです。MCI
の、いわゆるATT回線に比較して四五%値段が
安く抑えられ、四五%値引きという状況の中で、
ATTの方は下げようとしても下げられない状況
にある。そして、マイクロエープ回線をほぼ全
国主要都市に張りめぐらし、そして競争相
手になって対抗している。また一方、SBSのよ
うな衛星回線を使いまして、これは従来の地上系
よりもずっとコストが安くできる、こういうよう
な形のいわゆるパイパスという問題が起こってい
るわけでありまして、この弊害というのは、一つ
は、パイパスということによって高度情報通信の
将来が展望されるということが始まったはずであ
ったと思うのです。しかし、その後の推移を見て
いますと、大体電話の方にほとんど比重がかかっ
てまいりまして、パイパスの参入業者の収入の八
割が電話収入である。つまり、クリームスキミ
ングのいいところ取りをしたいわゆる幹線、そうい
う中で、特に産業用の電話がその対象になってい
る。我が国におきましては、東京―大阪間とか主
要幹線の中におきまして、企業用、産業用電話、
この手のものが恐らくは参入業者の手で運営され
る形になっていくであろう、こういうふうな考え
られるわけでありまして、そういうふうにと、新
電電の経営基盤を著しく脅かす心配があるのじや
ないだらうか。

こういうことについては全く暗やみの中を恐る
恐る進んでいくという状況の中にあるわけであ
る、将来展望をどういうふうにとらえようになっ
ていっているか、伺いたいと思います。

○山岡参考人 私も電気通信の専門家ではござい
ませんので、あくまで民間産業の、今まで国際競
争にさらされて、その中で、御記憶だと思いま
す、ニクソン・ショックだとか第一次オイルショ
ックとか第二次オイルショックでどうやって対応
したかという、まさに前人未到の経験の中にあ

いてきた、経営の一端を責任者としてやってきた
経験で申し上げるしかございせんけれども、ま
ず、今、先生の御質問の電話の比重が高くなっ
ているという点につきましては、私なんかは逆に、
これはチャンスだ、こう考えるわけです。

というのは、VANだとかコンピュータ・ア
ンド・コミュニケーションですか、そういうもの
が日本とアメリカは物すごい格差があつて、デー
タ通信なんというのはもうアメリカに歯が立たぬ
よ、日本はてんでだめだというふうな論調が盛ん
になされておりますけれども、アメリカですらま
だそこまですべてではない。電話が主体であるとい
うことは、今から日本が今までの蓄積でこの法案
通過を契機にやれば十分追いつけるんだという
しる反証じゃないかというふうに本当に私は考え
ます。

それから第二点の御質問は、第二電電ができ
て、ビジネス中心のものがそつちに移つてしま
つて、電電の経営がおかしななりはしないか、こ
ういふ問題があるかと思うのですが、これも非常
に酷な言い方で、新電電の方にはあるいは申しわ
けないかもしれないが、私の考え方は、むしろ
それでいいんだ、そして、電電自体がそれに対
して立ち向かうだけの技術力なりあるいは経営努力
をするにことよつて国民全体がよくなるんだとい
う、何かそういうものがなければ、なかなか合理
化をやれといつたつて――競争相手がいて、自分
の経営が今のままのんびりだらりとやっていつた
のではだめなんだという切迫感、しかし、それを
うまくやればそれだけの果実は得られる、従業員
で言えば、その競争に勝てばよそ並みの賞与もも
らえる、あるいはよそ並み以上のボーナスもも
らえる、新しい仕事もできてくる、こういう励み
がなければ、働いても、まあ働かなくてもいい
は言い過ぎかもしれませんが、横並びで給料もボ
ーナスも決まるというふうなことは、従業員も
励みになりません。

やはり民間で言えば、あの会社には負けたくな
いというところで、常にライバル会社というものを

意識するわけでございますね。そういうものがあ
つて初めて、日本の産業というものはこれだけ伸
びたんだと私は思うので、そういう意味で私は、
むしろ大いに結構、電電さんがニューカマーが来
て危機感を持たれるということこそ、これからの
新電電に対して大事なインパクトだと思います。
ただ、どの程度にやるかということとは、前回の御
質問のときにお答えしましたが、料金の設定とい
うところに係る問題だと思ひますが、私は、その
設定の考え方は、あくまでニューカマーを育てる
という発想であるべきではないかということでお
答えにかえさせていただきます。

○鳥居委員 私は、電気通信事業というのは、一
つの安定した供給という上からいって、公共性が
非常に大事な部門であると思うのです。一元的な
運営あるいは独占と言われる中でその公共性を
つちりと確保してきたのが、今日までの日本の電
気通信政策だったと思うのです。ですから、こ
こへ参りましてドラスチックな変革をする、しか
もそれが、選択の自由は、さまざまなものをユー
ザーが選択ができるようになったけれども、結
局、料金の上で大きな負担を国民がしなくてはな
らない、こういう形になったとすれば、競争
原理の導入あるいは民営移行という問題は、これ
はまた歓迎できない将来だろうと思うのです。ア
メリカの場合のアクセスチャージは、一般家庭用
あるいは企業で一台だけの企業、これはとりあ
えずは大統領選挙までの間抑えられているようであ
りますけれども、ユーザ側からアクセスチャー
ジを支払うもの、それから、キャリアの方からロ
ーカルネットワークに対して支払うものがありま
すけれども、明らかに料金の値上げという形にな
っているわけですね。このあたりをどういうふう
にお考えでしょうか。

○山岡参考人 たびたび申し上げておりますよう
に、仮定の問題ですから、当面どうかと言われ
ても、私も判断する材料が料金の問題については
ございません。
ただし、私は、アメリカの労使関係、アメリカ

の個々の生産技術、こういうものを見た場合に、
日本がそれに負けるはずはないという確信を持
っております。ということは、ハードにおいてこ
れだけアメリカが脅威と思うぐらいな電気通信関係
の技術を持っている日本ですから、それを使
つて、日本のよき伝統である労使関係、さらにはソ
フトも含めた日本人の知恵をもつてこの競争分野
に必ず皆殺しにしてくると思うのです。そこで、
競争によつてよりすぐれたものが選ばれてくるわ
けでございますから、私は、日本の場合に、仮に
今の公社形態のままでもいくよりもはるかに安い、
しかも安定的なサービスを提供できるということ
は確信を持て言えると思ひます。そのため
は、今の経営形態ではそういうことはできない、
それだけの自由度を経営者に与えなければなら
ないことはできないというふうにと考えております。

○鳥居委員 第三次答申の中で、分離、分割が具
体的に例を挙げられております。それで分離であ
りますけれども、宅内機器部門、データ通信設備
サービス部門あるいは保守の一部。このデータ通
信設備サービス、いわゆる販売在庫管理サービス
DRESS、科学技術計算DEMOS、このDR
ESS、DEMOSという、十年前の花形時代が
確かにございました。これは、商店であるとか中
小企業が、なかなか自分でもみずからコンピュー
ターを持ってない、そこで、NTTのコンピューター
にアクセスして、端末機を置くだけで販売在庫管
理が割安でできる、こういう時代に、民業圧迫だ
という議論があり、また競合だという議論の中か
ら、分離すべきではないだらうかという議論が確
かにあつただらうと思うのです。

しかし、十年後の今日におけるデータ通信本部
の役割というのは、DRESS、DEMOSとい
うのは顧客を新たに募ることはありま
せん、従来のお客さんをそのまま維持するとい
うだけ、つまり撤退、設備サービスの本来の意味は
もう既になくなっていく。ネットワークとして提
供しようという形、INS時代、異機種間の接続
をしていく、こういうデ本の役割からい

わゆるこのデータ通信設備サービス部門の分離というものは、これはもはや意味がなくなっているのではないだろうか、このように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山岡参考人 データ通信設備サービスを分離するということは臨調で申し上げたわけでございます。その後の法案の審議の過程、それから我々が当初考えた以上に事業法につきましても突っ込んだ御審議をなされております。その経過からいえば、確かに設備サービス分野については任務が終ったという見方、これは私はまことにそういう見方もあろうかと思うのです。ただ、その場合に、そうかといって現在やっているサービスをやめるわけには、これまたそれを利用しての皆さんに非常に迷惑がかかるわけで、何かの格好で継続しなければいけない。ではどうするか。新しいこともやらないし、そうかといって今までのものをただメンテナンスするということであると、むしろこれからの新しいものにどんなチャレンジしていくかなければならぬ新電電の中において、その位置づけをどうしたらいいのか、むしろそういう問題が出てくると思うのです。

そのためには私はステップはいろいろあるかと思うのですが、そういう場合には、それをちょうど国で言えば特別会計のように分けて内部補助をなしにしてそれをどうするか。将来別会社にしてそれはそれでやっていくのがあるのか、それとも、極論を言いますと、そういう権利と申しますか、そういうものをどこか民間に譲って、今まで蓄積されたものも新しい分野でやっていくのがあるのか、いずれにしても今のまま何となく、前にも行けず、そうかといってやめるわけにもいかずだらだらという問題はあつて、いかなる点で、臨調当時議論した点と少しも変わっていないのではないかと思います。最近の状況の具体的なことは私よく存じませんので、その程度のお答えしか申し上げかねます。

それから、宅内機器の販売についても同じ問題があるかと思いますが、この問題につきましても

は今度の認可の問題の中にどのように扱われるのか、私は詳細存じませんが、いずれにしても電電のこれからやる仕事の範囲というものはやはりはっきりしてやらないといけない。本体の新電電でやる仕事と、最初に申し上げましたような、これだけ技術革新の激しい時代に三十二万人の方をどうやって新しい職場にアプライしていくか、この問題の調和が一番大事な問題だというふうに思っております。

○鳥居委員 さらに、外資規制の問題なんです。今回の法制上二種、いわゆるVAN業者がこれで公式に認められ、国内のVAN業者が事業を始めるわけでありまして。既に始まっている中小企業VAN、これはございましてけれども、その場合に完全に門戸を開放するという形になってしまったわけですが、これは当分の間当然外資規制すべきであつた。アメリカにおけるいわゆるGTEテレネットにしろタイムネットにしろグラフネットにしろ、この十年の経過の中で十分巨大大資本の参入に備えるだけの力を持つことができた。ですから、それがいわゆるIBMのインフォメーションネットワークにしろあるいはATTのNET-1、○

○という形で日本の国内市場に参入してきた場合に、太刀打ちできるのはNTTだけであつて、向こうへ行けるような働きは恐らく国内のVAN業者にはできないだろう。そういう意味で、ゼロから出発する国内VANに対して外資規制は二分の一程度の規制をすべきであつたとかたく思っているのですけれども、このあたりについていかがでしょうか。

○山岡参考人 私は、先ほどから申し上げておりますように、過去のいろいろな日本の産業が、特に第二次産業関係でございまして、国際競争にさらされて悲鳴を上げながらここにこまってきた。その歴史を常に頭に置きながら将来の予測の判断材料はないわけでありまして。繰り返して申し上げておきますように、私はトータルとしてはそういう力は十分あるということを先ほど申し上げましたけれども、このVANの問題につきましても、限定

された第二種の部分だけ外資に開放するということにつきましては、むしろそういうものが入ることの刺激によつて、それを取り入れて日本は自分のものにする力を十分持っている、そんな心配することないじゃないかというのが正直言つて私の気持ちです。常にそういう不安はございまして、例を余り申し上げますと当たりさわがあるかもしれないませんが、私は長らく合資の会社におりました。その輸入の問題、それから石油価格の問題、常に、これだけ円が高くなつたらもう輸出できなくなつてしまふ、輸入品にやられてしまふとかあるいは石油がこんなに高くなつたらもうだめなんだ、アメリカなんかあれだけ石油が出るのだからとてかなわないと言いながら、それを耐え忍んでやつてきただけの蓄積があるわけなんです。

VANにしましても、確かにVAN業者としては育つておりませんが、先生御承知のように、例えば私どもの会社でも、これは残念ながらこういう立派な業法がなかったせいで、自分の企業内だけのVANはもう十年前からやつておつたのです。ただ、それを一つのシステムとして売るといふことが今まではできなかった。だから、あきらめておつた。企業においては、VANという名前こそついておりませんが、何かの格好で実質VANをやつておるのです。それがこれから売れるわけではございません。私は必ずしも悲観する必要はない、心配する必要はないのではないかと。むしろ、それが刺激になつてそういう方々の新しい職場もでき、またハードの面とタイアップによつてやり得るというふうに着いておられます。

○鳥居委員 それでは、アメリカにおけるいわゆるVAN、これは三大VANと言われるものを見ますと、従来のアナログ伝送路に対して付加価値をかせくというところでデジタル交換をやつて、パケット交換をやつた。こう考えてみますと、いわゆるアメリカのVAN業者がやつたようなことは全部NTTがこれから、今もう既に始めていますし、INSの中にすべてあるわけなんです。そうすると、新しいメディアといつても、メディアに

新しいものがさらに加わるということはないわけでありまして、民間の参入ということ自体に余り意味がないのではないだろうか。低廉な、まあねく公平に、しかも技術先導的に公共性という三つの条件で今日までNTTが突き進んできた一元体制、それを突き破るほどのニーズが果たしてあるのだろうか、こう思えてならないのですが、この点はいかがでしょう。

○山岡参考人 まさにニーズの問題がこれからの業界の、業界という言葉が適当かどうか知りませんが、問題だと私も思つております。汽車は走つていけるけれども乗るお客さんがいない、何乗せたらいいかわからないということになりかねないという見方もあるいは成り立ち得ると思ひますが、先ほど申し上げましたように、先生の御指摘のVANだけに限つて申し上げまして、かかるべき企業で大型コンピュータを入れて仕事をやつているところは何かの格好でこのVANをつくるわけ、これが独立会社とすればまさにVANになるわけではございませんが、そういうものがあるわけではございます。これは私の個人的な見解でございますが、これを特に今まで合理化のおくれしておりますが、これを特に今まで合理化のおくれしております、確かにコストが高い日本の中小小工業者、特に流通業者に対して提供していくということは、非常に私は日本の産業の合理化に大事なことで、こう思つております。

そういうことになりましたと、果たしてそれだけのきめ細かい日本人独特の商売慣行、取引慣行、こういうものにアプライしながらやつていくだけのものは、アメリカなり何なりでどのくらいできるのか、そういうことを現実に見聞しますと、結論的には外資のVANについて第二種に限つたその範囲であれば、私は心配ないんじゃないかというのを申し上げたいわけでございます。

○鳥居委員 ありがとうございます。終わります。

○志賀委員長 次に、西村章三君。

○西村委員 山岡先生、大変にお忙しいところを

御苦勞までございます。お一人で連続の御答弁でございましてお疲れだと思いますが、引き続き御質問をさせていただきます。

外国における電気通信事情等も極めて大事なことでございまして、私は時間の関係上、法案に対する御見解あるいは評価、これを中心にしてお尋ねをさせていただきたいと思うのです。

今回の電気改革に対する臨調答申、これはいわゆる効率性のみを追求をされ、これを重視して、電気通信の持つ公共性、これを軽視しているんではないか、こういう批判がございまして、これは単に臨調答申だけではなしに、今回の提出をされて今審議中の三法案にも、同様の批判が依然として残っているわけでございまして。

私も利用者、国民のサイドからいたしますと、これは効率性、公共性、ともに同じ比重で極めて大切だと考えておるのでありますが、この効率性と公共性の調和という問題について、臨調審議の中ではどのような議論がなされたのか、あるいはこの法律の中で効率性と公共性の調和という点がどの程度先生は図られたとお考えになりますか、まずこの点から教えていただきたいと思うのであります。

○山岡参考人 私には学者でないで哲学的な論争はちよつと苦手なものでございまして、抽象的に公共性とか効率性を比較して両方が矛盾するものであるという議論がそもそも間違っているところでも思っておりますし、当時の議論でも、そういう言葉がひとり歩きすることなく、現実、例えば電電でございまして、電気通信事業が国民にとってこれからどういう意味を持つのか。効率という言葉が悪ければ、それを最も安く、しかもだれの犠牲においてでもなく、しかも安定的に使えるようにするにはどうしたらいいのかという観点で議論をしたわけでございまして、私個人としては公共性と効率性というのは何ら矛盾することではなかったと思っております。

余談でございますが、審議の過程である委員の先生が、この方は長く官におられた方ですが、非

常に率直な方で、効率性という意味が初めてわかりましたと言つて、臨調が終わつてから私にお手紙をいただいた方もおりますが、私は何か公共性という、公だからこれは国がやる仕事である、効率性というのはもうけ主義だから民間がやる仕事である、こういう先入観がどうも今でもあるんではないか、また臨調の過程でもそういう前提で御議論をなされた方がいる、国がやっているとんだから公共的だ、国が非効率なことをやっていると、そして税金のむだ遣いして、それでもやはり公共性になるのか、国民の犠牲において非効率なことをやつて、しかもその分野が国際的に見てもおくれやうといふ分野が仮にあるとすれば、それは公共性と言えぬのだからどうかと、逆の立場から考えれば、私は効率性と公共性は、片方立てれば片方立たずといふものではない、こういうふうに考えたわけでございまして。

それ、ただ誤解を招くといけませんので、それなら、これも臨調で議論になったこととございまして、もし民間にあつたら僻地の通信なんかどうなるのか。これについてはもう先生方は御承知のように、電力会社においても義務を課しておるわけでございまして、それからさらには、民間の例で申しますと、最近の非常に成長しておりますクロネコヤマトにしても、例えばこの間も雑誌に出ておりましたけれども、広島島の島の中に、注文があれば一個のわずかの荷物を配らぬといふか、それをしなければ、あれだけのネットワークを維持できない。絶対にそれはもうからなければならぬ、やらないければ逆にあのサービスは信頼を得られないのだ、こういうことを言っております。こういう例がございました。

つまり、全国的に影響があるような、あるいはある部門に非常に影響があるようになれば、そういう義務を民間企業でも負わざるを得ない。負わないうところは、わずかの狭い分野を守るかあるいは負けてしまふといふものが企業に課せられた任務であり、それがつまり企業も公共性を担つておるということであろうかと私は確信をしております。

て、御説明になったかどうか知りませんが、したがつて、公共性と効率性が対立する概念であるといふことは、初めから考えずに私は議論をしておりました。そういうことでお答えになりました。

○西村委員 効率性と公共性というものは、これはもう矛盾しないといふのは、先生のおっしゃる通りでございまして、私もそう考えております。ただその調和が効率性にウエイトが置かれるのか、あるいは公共性に置かれるのか、この調整の比重の置き方だと思つてございまして、臨調の議論の中では、どうやら効率性が非常に拡大されたといふふうな批判もございまして。また、今回の法案にも同様な批判があるわけでございまして、そういう意味からいたしますと、先生は今回の三法案の中で、効率性と公共性といふものは調和をされていると思つておられるかどうか、その御見解をお尋ねをしておるわけでございまして。

○山岡参考人 今回の法案について効率性と公共性が調和をされているかどうかといふことの御質問でございまして、個々の条文について御説明するほど私にも十分理解したとは申せませんが、概括的に申し上げますと、効率性を追求するために、先ほどのどなたかの先生のときにお答えをしましたように、今回のような経営形態では中途半端であることは、これは私は間違いないと思ひます。私は、本当の意味の株式会社になり、それが何社か育ち、そこで競争が行われるといふときに、初めて本当の意味の効率性が発揮できるというところについては、私個人としては今でも間違っていないと思つております。

ただし、現在の長い間の独占で来た、国の予算によつてコントロールされ、給与総額制というようないろいろ具体的な例を申し上げましたが、そういう格好の公社というもののから、一挙に民間の株式会社またはこれに実態的に準ずるものにするというには余りにも距離があり過ぎます。一挙に飛びおりましたら、これはえらいことになる。しかも

それが衰退産業でなくて、さつきから申し上げますように、本当に極論すれば、一カ月おくれでも技術レベルで国際的に負けてしまふ可能性すらある分野を抱えております電気通信事業において、とにかく早くこの新しい体制に移つていただく。そのために過渡的措置として、私としてもいろいろもう少ししたらいいんじゃないかといふ考えはございまして、過渡的措置としては、これはやむを得ないのではないかと。

それから、ただ新電電の法律だけでなく、ほかの特殊法人とかあるいは認可法人とか、国の立場とすれば、その辺の法体系としてのバランスもおありだと思ひます。これだけが完全にひとり歩きできるなら別でございまして、そういう立場からすれば、やむを得ない規制がかつておるのでないか。ただし、繰り返し申し上げますが、こんなに変化の激しい業界と申しますか、分野でございまして、三年ぐらいたつたらもう一回レビューをしていただく、せめて五年のレビューは絶対にやつていただきたいと思つております。

余談でございますが、私は、四部会だけでなく、二部会の方で予算とか公務員制度もやりましたけれども、常に法律といふものは五年ないし七年たつたらレビューをしなければいけないのではないかとこのことも随分議論したわけです。特に、国民の生命とか安全に関するものでなくて、まさにハイテクノロジーとの裏腹のこの法案につきましては、常に見直しが必要だ、常にウォッチをしていかないと、法律が固定されてひとり歩きをしますと、これは日本の将来のために非常に障害になるといふ懸念を私は持つております。

○西村委員 今度の改正の最大の柱は、何といひましても公社を民営化すること、そして電気通信事業に競争原理を導入するといふ、この二つだと思ひます。特に、公社を民営化する最大の前提は、今、先生おっしゃつていたように、当事者能力を公社に与える、自主的、機動的な事業運営を行うということにあつたと思つてござい

います。そのためには、いわゆる政府や監督省庁の規制というものはできるだけ少ない方がいい、こういうことが柱になっておたわけでございます。

ところが、今回の法案の内容を見てまいりますと、いわゆる政府による関与というものは非常に多岐にわたつておる。認可、許可を中心にしたしまして、現行の公社法やあるいは公衆法よりもさらに上乗せされたようなところが非常に多いというところであります。事業範囲、事業計画、さらには料金、役員の選任、設備の譲渡、郵政省のいわば恣意的な意向に左右される懸念というのが非常に強いように私どもも感じておるのでござい

ますが、臨調の審議に参画をされ、専門委員のお立場で検討をなすつた先生の御見解というものは、この政府の関与について、今度の法案の内容を見られてどのようにお考えになれますか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○山同参考人 先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、長いついては、政府の持ち株は、例えば三分の一になる、あるいはもっと下げても何ら差し支えないと思うのでございしますが、それはさておきまして、その段階になつても、現在の法案に書き込まれておりますような認可、許可、あるいは省令、政令事項がくつくとくというようにしては、非常に問題があると思ひます。

ただし現在の、今度スタートする、先ほどから申します、第二電電という言い方が適当かどうか知りませんが、ニューカマーが来る、これに対する電電のあり方をどうするか。これは、例えば料金の問題一つをとつても非常に大事な問題でございします。アメリカでしたらばそれに該当する行政委員会があるわけでございしますが、日本の場合はございせんから、そうすると、まさか裁判所へ持つていくわけにいかない。やはりこれも、私も法律の専門家ではございせんが、日本の法制、制度であつたら、やはり郵政大臣がやらざるを得ないのかと思ひます。そうしますと、やはり

りニューカマーが育つてくる状況、あるいは、育たなかつたらまた困るわけですが、その辺も見ながら、料金等につきましても行政がジャッジをするということ、私は、どうしても必要なのじゃないかと。アメリカにおいても、FCCですが、それがそういふことをやっているとございします。それを行政がやるのがいいのかというところは別といたしまして、いずれにしてもその必要はあるうかと考えております。

それから、事業計画等につきましても、従来の公社に比べれば規制が非常に緩やかになつたわけでございますが、先生がおっしゃる通りに、確かに郵政大臣がそこまでやる必要があるのか、届け出でいいのじゃないかというお話でございしますが、私も民間の立場からいいますと、株式会社になれば株主総会というものがあつて、これだけの仕事をやりますと、例えば私どもの会社で今までやつてないことをやる場合には定款変更をしなければいけない。定款変更すれば株主総会にかけざるを得ないわけですから、そこで大株主である政府は発言できるというメカニズムでやるのが本来だと思ひますが、従来の慣行で、私はあるいは誤解があるかもしれませんが、日本航空等においても、政府は株主権は行使しないという、これは慣行なんです、よく存じませんが、そうすると、やはり今ここに挙げられてる程度の認可等はやらざるを得ない。どっちが本来なのかというところについては、私は、さつきから申し上げますように、民営化して民間の会社になるのなら、本来は株主総会というものがあつて、政府が一番の大株主ですから、そこを通じてこのような規制といふものは、経営についての意見を申し上げてるとか、この方が本来だと思ひます。なつてなければ現在でしようがない。ただし、繰り返し申し上げますが、今のままで、このまま行つたのでは大変なことなのでございしますから、ぜひ見直しをしていただきたい、こういうことであります。

○西村委員 重ねてお尋ねをして恐縮でございしますが、例えば役員の選任、解任の問題でございします。今度の法律案を見ますと、いわゆる取締役すべて、監査役もすべて郵政大臣の認可になつておるといふことでございします。私どもの考え方としては、できるだけ自主的な事業運営という面からいまして、全役員までチェックする必要はない、代表取締役一人だけでいいのではないかと、こう思ひます。先生の見解はいかがでございしますか、先生の御見解

○山同参考人 私、この辺につきましましては、これはさつきから申し上げますように、私は民間の経験と民間の例で申し上げるしかないのでございしますが、代表取締役と取締役の関係で、もし取締役が代表取締役の言うことを聞かないと申しま

すか、その場合に、代表取締役が解任できるのは、これは閣僚と同じで、当然のことでございます。今度の法案のように個々の取締役が一大大臣の認可を経なければいかぬ、ただし取締役の選任は取締役会に任せるといふことでございしますが、VANの問題で皆さんが非常に御議論なすつたように、民間の立場から見ますと、認可というのは基本的に強烈なパンチ、拘束力がございまして、根回しと申しますか、認可される前に事前にお伺いしないと認可にならないといふようなことも十分あり得ると思ひます。私は、この辺については非常に危惧の念を正直言つて持っております。

ただし、先ほどの御質問のときにも申し上げましたように、私も行政法というのは大嫌いで余り勉強しなかつたのですが、臨調でいろいろ勉強しましたら、国の関与してゐる特殊法人、特殊会社、これ一番今度の電電に近い日本航空は、何か、取締役、監査役まで全部認可で、その上もう一回代表取締役まで認可というふうなことになるというふうでございまして、横並びに法としての一の整合性と申しますか、そういうものも必要であるというふうにも承つておりました、この辺については、そういうことになりまして、私も、私個人としてはそれ以上意見を申し上げる範囲をはみ出

ます。重ねて申し上げますが、本当の意味の民間らしい会社になつた時点ではこんなことはいつまでもやるべきではないといふことだけは確信を持つてお答えできます。以上です。

○西村委員 最後に一つだけ、これも御見解を承つておきたいのですが、今、第二電電やVAN事業への新規参入というものがいろいろと取りざたをされております。すでに進出を内定をいたしております団体の中には、いわゆる民間企業ではない例えは中央の省庁、公共企業体あるいは公団、具体的には申し上げますと、建設省、国鉄、道路公団など、いわゆる官業が、若干といながら、形を変えまして、別法人でつくつて電気通信事業に進出する形勢が非常に強いわけでありまして、このようなことは審議の過程でも予測をされたのか、あるいは全く予測をされなかつたのか。予測をされたのなら、どのような評価をこれについて与えられるのか。いわゆる官業の民業圧迫という問題もございまして、これらの点について、最後に先生の御見解を承りたいと思ひます。

○山同参考人 予測したかという御質問に対しては、手ばかりで予測いたしませんでした。と申しますのは、この四部会というのは特殊法人、認可法人等政府の関係機関も全部、全部と申しますか基本的な問題を議論しまして、これからは特殊法人はもろんのこと、認可法人、そういうものもなるべく限定的にして、もうふやさないという前提で議論をしておたわけでございます。その理由はこの中で申し上げる必要はないと思ひますが、したがひまして、今回、公企体あるいはこれの子会社である、また認可法人等がこういう分野に入つてくるということは、本来、今回御審議いただいてる法律の趣旨からいって、いささかおかしいんではないかというのが私の考え方でございます。

これも私が見聞した一例だけでございしますが、アメリカのフロリダ州でございしたか、そのCATVの会社は、自分のケーブルを張るときに、電力会社あるいはその道路を管理してい

ます。重ねて申し上げますが、本当の意味の民間らしい会社になつた時点ではこんなことはいつまでもやるべきではないといふことだけは確信を持つてお答えできます。以上です。

今度の法案を見ますと、その辺は必ずしもはっきりそういう格好にはなっておりませんのです。が、先ほどの公共性というのは、まさにそういう点でもどういふふうに考えるのか。一部、地域独占を受けているところあるいは国に準ずる機関というものは、逆にそういう民間が言ってきた場合にはどういう対応をするのか。それにコンペティターになるのはいいか、提供する義務があるのか。例えば先ほどのMCIもたしかニューヨークとワシントンの鉄道の敷地を利用して光ファイバーを引いたと聞いておりますが、そういう問題についてもこれからどうするのか。具体的な認可をなさるときの考え方。日本の場合は省庁の壁が厚くて、なかなかその辺がまた難しい権限争いにならぬように、ひとつぜひ本来の法律の趣旨に従ってやっていただくことをお願いいたします。

かなりもう質疑がございましたし、できるだけ重ならないような問題で二、三お聞きます。

第一類第十一号 逓信委員会議録第十七号

○山岡参考人 神経系統に入ってくるのが問題ではないかという御質問でございますが、例でおっしゃったんで例で申し上げますが、人間の体も、神経が一本でなくてはなべくそれが複線化していて網の目のようになっている方が健康である。よく運動する人は、心臓の毛細管が網の目のようになっているので、一本もとが切れてもほかかの網の目で十分できる、そういう話を聞いたことがございますが、今回のこのV.A.N.の、しかも二種の限定された範囲が人間の、いわば国の通信機

○佐藤(祐)委員 議論するものではありませんで、お聞きだけをしていきます。

若干関連もある問題かと思いますが、一九八一

○山同参考人 私はこの辺のいきさつ等につきましては、最初にお断りしましたように電気通信事業に携わっている業界における者ではないものです

昭和五十九年七月十三日

○佐藤(祐)委員 別の問題です。
経団連が去年の十月十五日に出されました「今後の通信ネットワークのあり方と電電公社の経営

それで、先ほど冒頭に、初めに分割・民営化ありきではなかったのだ、アプリオリにそういうことを決めたんじゃないというお話があったわけで

○山岡参考人 産業優先ではないかという御質問だと思いますが、逆に言いますと、INSということで一言で言つてよろしいかと思うのですが、それに乗せるものを何を乗せるのか。例えばアメリカのCATV、四十五チャンネルもあって、それで本当にビジネスやつていけるのかね、四十五チャンネルなんて、そんなにどのくらい見るのかねという疑問を素直に我々持ったわけでございます。一部伝えられるように、むしろCATVは撤退をしようとしているところすらある。なかなかペイしない。日本でも、手を挙げたものの、よく

だから、ここで間違えていけないのは、一般国民といいますが、消費者としての一般国民に対するサービスとしての電話通信事業というものと、

安く、しかもアメリカが怖がるくらいいいものができておるのに、それをコミュニケーション、通信手段となつていけない。それをやればもつと日本の情報産業、広い意味の情報産業が発達し、それから第二次産業もつと競争力ができ、国民の所得もつと上がる。まさに成長分野というのはそういう意味だと思ふのですが、ハードだけつくって輸出をどんどんやつてということはおもうこれからはできない、許されない状況でございますので、産業界がまずそれを使うということは結果としてあり得るわけで、意図して産業界しかそれを使わせない、こんなことはやつたつてできないことであらうかと私は思います。

それからもう一つ、これも経団連あたりの書き方でも私は非常に不満なんです、先ほど分割のときに申し上げた点で、これは私個人の見解かもしれないませんが、地方の特に中小企業の方々、商業者の方々、これにどうサービスするか、これがこれからこの電気通信の新しいニューメディアを活用する場合の一番大事なことであります。そのインパクトというのは、今まで予想しないような一つの流通業界の変化というのが起き得る。現にその兆候が出ているわけでございます。そういうものをひくくする、やはり産業界が、自分がそれだけの金を払つてもそれだけ合理化はできる、利益を上げることができるといふ分野にいくというところは、決して不自然なことではないのです。一般国民が使えない例えはCATV六十チャンネルなんというのを、そんなことはないわけでございますが、例えば今までの公社の延長線で公社がそれをやるなとすれば、これはまさに非効率の代表だというふうに考えます。

○佐藤(祐)委員 今お話に出ました中小企業の問題なんですけれども、これはまた私大変心配をしていることの一つなんです、例えば中小企業の報告ですね、中小企業白書ですが、これでも、こういうくだりがあるわけです。「しかしながら、中小企業は大企業よりも資金力等で劣るため、VANですね。ネットワーク化を中心とする情報化も立ち遅れているのが現状であり、今後その対応のいかんによつては情報力格差が一層拡大し、大企業との新たな経営格差が生じる可能性がある。」というところが指摘されているわけです。

先日の委員会でも、この問題、私ずつと取り上げたのですが、また公取でも同様の危惧が表明されているというところがあるわけですね。

よく、このVANによつて産業再編が進むのじやないかということも言われております。中小企業がその場合に非常に弱い立場に立つんじゃないか、これまで以上にVANにつながることによつて、ずつと下請、孫請とあるわけですが、これも営業の状態がすべて見通しになるといふようなことで、非常に規制が——規制といいますが、コントロールが強くなるのじやないか。しかし、かといつて、そういうものに入らなければ仕事を受注できないし、なかなか抜けられないというふうなことが起きてくるのだらうというふうに思ふわけですね。こういう中小企業の問題について今ちょっと触れられたわけですが、どういふように中小企業の利益を守っていくのか、そういう点をお聞きしたい。

○山同参考人 これも仮定の問題でございますが、過去、例えばスーパーが進出してきたときに、同じような議論がなされてきたわけでございます。これに対してインパクトは確かにあったけれども、それは十分対抗するような知恵を働かした小売の方々がちゃんと生き残つていたというふうな例もあるかと思ふのですが、それ以上に、先生のおっしゃる通りに、今度のVANを中心とする新しいニューメディアが中小企業の方々に与える影響というのは私は大きいと思つております。それに対して公取なりしかるべきところで目を光らせるということとはまことに大事なこと、私はそれを否定するものではございません。ただ、先ほどのスーパーの例だけではございませんが、もう御案内のように一部のチェーン店では、実質VANを使つておるわけですね。そこに加盟している方々が、従来の自分の三ちゃんをやつたときに

比べてどのくらい経営内容がよくなり、しかも一般の国民にもコンビニエンスなビジネスを提供しておるか、やはりそういうものにキャッチアップして自分なりに努力をしているところは、中小企業であつても立派にやつていられるわけでございます。それに対する、従来のやり方に対する激変緩和といふようなことにつきましてはまた別の面でも十分配慮しなくてはならないということについては私も賛成でございます。自由放任で、中小企業のところに入つていって大企業の食ひ物になつてしまふということでもよろしいんじゃないかというところは毛頭考えておりません。確かに非常にこれは大事な問題で、しかも先ほど申し上げましたように、アメリカなんか比べて日本の特に流通段階は複雑でございます。問題もいろいろございまして、これに対するインパクトといふのははかり知れないということは、どういふふうになるのかよくわからない面がございます。やはりきつつきから申し上げますように、やりながら、ウオッチしながら進めていくというのが正しいやり方ではないかというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 時間が来ましたので、最後にお尋ねをしたいと思います。

参考人が加藤先生と御一緒に書かれたこの中で、大衆国会議員として気になるくだりがあるのです。「政治等外部の関与」ということで書いておられるくだりなんです、一般的な関与に続きまして、「より問題なのは、政治家個人の関与である。この点については関係者などから多くの投書や電話をいただいた。国民の代表として」というと名目は良いが、ファミリーの購入価格を適正価格にするとは何事かとクレームをつけるに至つては、対応する公社も大変である。まあ後もあるのですけれどもそんなことが書かれておりまして、これは政治家としては大問題なわけです。いろいろお差し支えもあるかと思いますが、お差し支えない範囲で具体的にどういふことなのかということをお聞かせいただければと思います。

○山同参考人 要するに、ある機器を購入するときに従来の電電ファミリーというところ以外のところから購入したら非常に安かつたという事実があつたことは、これは一部の新聞ですか雑誌等にも言われたこととございますので、今さら新しい話ではないと思ひます。そういう現実が何も電電だけではなくて国鉄のいろいろの物品の納入とかについてもそれに類似した話は——我々は検事じやございませんので、物的証拠までとるわけにいきませんから、あくまでそういう話が出るということ自体が、非常に公社制度と申しますか、そこから来る非効率というものがあつたという例として申し上げたわけでございます。何か言うとなつて国鉄国鉄と言いますけれども、電電さんですらそういう話が出るように、やはり国の独占でいて今までのような形態ですという非合理があつてもそれを除くことはできないという例で申し上げたわけでございます。

○佐藤(祐)委員 終わります。

○志賀委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

山同参考人には、御多用のところ長時間にわたり御出席をいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

次回、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会